

令和 7 年 度
入 園 の し お り



佐伯市立ほんじょうこども園

教育及び保育理念

一人ひとりの子どもを大切に、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

保護者・地域との連携を図りながら、安心して子育てができる環境を整える。

教育及び保育方針

保育の内容の質を高め、子どもの主体的な活動や遊びの場を整え、年齢に応じた心情・意欲・態度を養う。

教育及び保育目標

「やさしく 思いやりのある 元気な子ども」

- ① 丈夫な体をつくる。
- ② 思いやりのあるやさしい心をそだてる。
- ③ 意欲的でのびのびした心を育てる。
- ④ 基本的生活習慣の自立をめざす。

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかにそだてられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

一人ひとりを大切に受け止め、それぞれの要求を充分満たした、安全で情緒の安定した生活ができるよう家庭と協力し、環境を用意し、健やかな育ちを支えます。

入園する保護者と連携し、よりよい協力関係を築きながら、地域における子育て支援、子どもの育ちや子育てを支えています。

こども園の概要

名 称 佐伯市立ほんじょうこども園

所 在 地 〒 876-0202
大分県佐伯市本匠大字笠掛1381番地1

電 話 0972-56-5033
F A X 0972-56-5033



開 園 平成30年 4月 1日
(本匠保育所 平成22年4月1日 開所)

定 員 65人(2・3号 60名、1号 5名)

受 入 7ヶ月～小学校就学前まで

クラス編成

R7.4.1

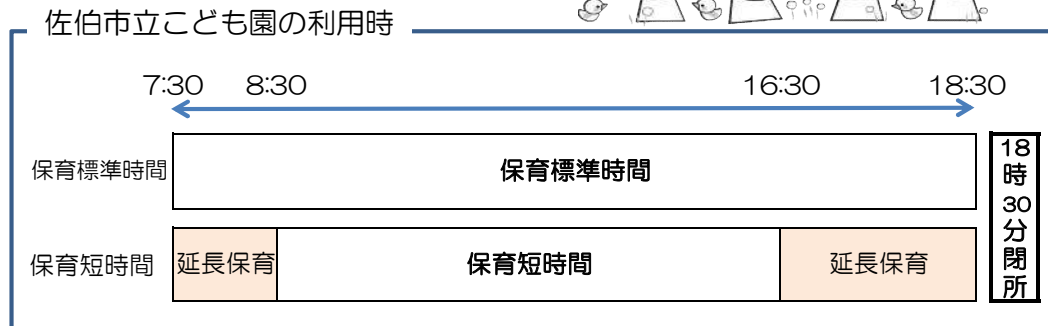
年 齢	人	クラス名
0・1歳児	4	も も 組
2・3歳児	8	ばら・きく組
4・5歳児	10	ゆり・すみれ組
計	22	

職 員 園 長 主任保育士
保 育 士 調 理 員

嘱 託 医 因尾診療所
電話 0972-57-6556

嘱託歯科医 コスモタウン歯科
電話 0972-28-7885

こども園の利用時間について



こども園を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって、こども園を利用できる時間が変わります。

❁「保育標準時間」・開園時間中の利用が可能です。
佐伯市立こども園は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。平日（月曜日～土曜日）

❁「保育短時間」・開園時間のうち、こども園が定める8時間のみ利用できます。
佐伯市立こども園では、8時30分～16時30分、もしくは9時から17時まで最長8時間の利用ができます。
※5歳児は8時30分～16時30分の短時間利用となります。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合



保育必要量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。

※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

延長保育について

※保育短時間認定者の方は、朝・夕それぞれ超過の場合、延長保育の対象となり別途保育時間確認書に記入の上、超過料金がかかります。

・超過料金

7:30 ~ 9:00	100円	16:30~17:00	100円	17:00~17:30	100円
17:30~18:30	200円				

※満3歳以上で1号利用児（幼稚園機能のみ）

・利用時間 ※月曜日～金曜日 7時30分～13時00分



休園日（土曜日・日曜日・祝祭日・学年始・夏期・冬期・学年末）

※休園日は登園できませんが、夏休み時等に一時預かり（規定日数）は利用出来ます。（有料）

休園日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日の間）

※避難指示が発令された場合は、原則閉園となります。

台風等の災害時は、こども園の閉園を考慮し、事前の準備をお願いします。

土曜日の保育について

当園では土曜日にも通常通りの保育を行っていますが、子どもさんの情緒の安定を図るために、保護者の方のお仕事が休みの日はできるだけ一緒に過ごすようにしましょう。特に小さなお子さんほど十分な時間のスキンシップをとられるようにお願いします。

慣らし保育(新入児のみ)

1. 無理なく集団生活に慣れさせるため、それぞれの個人差、慣れ具合をみて、保育時間を最初は短く、徐々に延ばしていく「慣らし保育」を行います。
※子どもの様子に合わせ慣らし保育を行います。個人差がありますので、慣れ具合を見て、担任とご家庭の都合等を相談しながら進めていきます。

登園・降園

1. 登園は、遅くとも午前9時までとします
(遅れる場合は、必ず連絡をお願いします。)
2. 病気や家庭の都合で欠席する場合は、午前9時までに連絡してください。
3. 子どもの受け渡しは、必ず直接保育士にして下さい。
また、お迎えがいつもの保護者の方でない場合も連絡をお願いします。
4. 児童の受け入れは保育室でしますので、スロープを通して来て下さい。
7時30分から8時30分までは、ばら組で受入れます。
※8時30分以降は、各クラスで受け入れを行います。
※台風等による大雨の時は、正面玄関での受け渡しになります。(掲示板を設置します)
インターフォンを押したまま園児の名前を大きな声で、ゆっくり「〇〇です」と言って頂けると助かります。
5. 降園時にはテラスのロッカーから、かばん・水筒等をお持ち帰り下さい。
(保護者の保育室への入室は、ご遠慮下さい。)
6. スロープのフェンスに、カギは2ヶ所あります。出入の時は、必ず保護者の方が開閉し、ケガをしないように注意してください。(事故・誘拐防止のため)
7. 帰宅後は、必ずカバンを調べて明日の登園の準備をして下さい。
8. 朝食は、1日を元気に過ごすための大切な食事です。必ず食べさせて登園しましょう。(食べながらの登園もやめましょう)
9. 頭髪、爪はいつも清潔に心掛けましょう。

交通安全

1. 入り口付近は、送迎時に混み合い危険です。安全確認をお願いします。
2. 駐車場での立話も控えるようにしましょう。(子どもにとって危険です)
3. 送迎は、必ずチャイルドシートの着用をお願いします。
『抱っこでは、こどもの命は、守れません』
4. 事故防止のため、こども園側から児童クラブ側への通行はご遠慮下さい。

服 装

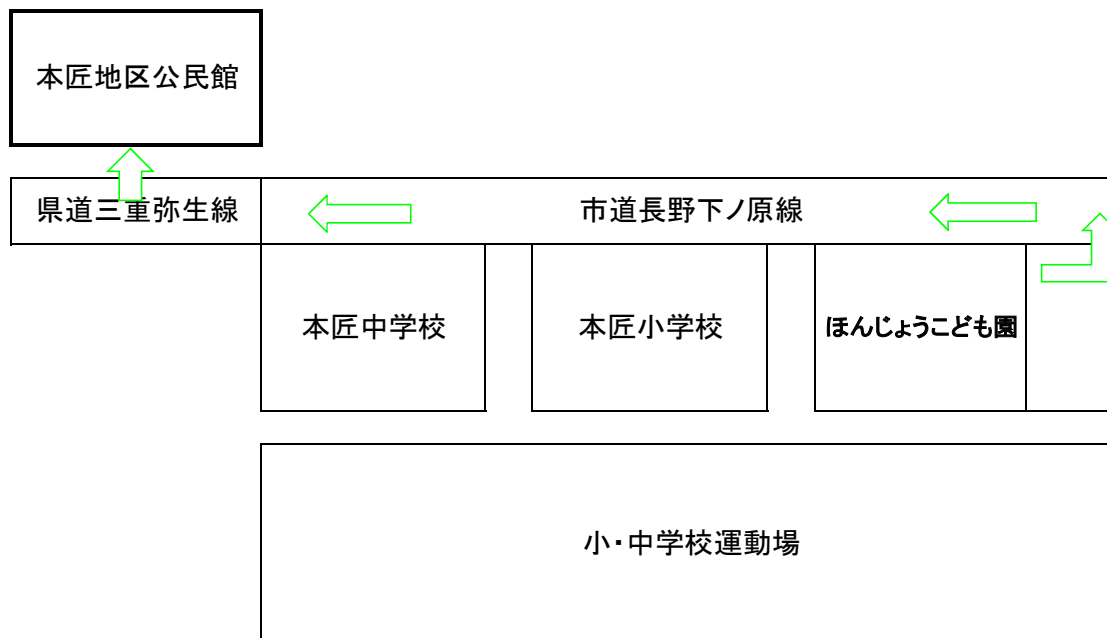
1. 服装は、特に規制しませんが、活動しやすく、ひとりで着脱しやすいものにしてください。(汚れ物は、持ち帰ります。)
2. 行事用にオレンジの半袖体操服上下・歳児別のカラー帽子を使用します。
3. 衣類・靴下・靴・ふとん・毛布・ふとん入れ・コップ・コップ袋等すべての持ち物には名前を書いてください。

給 食

1. 全員完全給食です。乳児にはミルク、離乳食もします。
2. お弁当日が月に1回程度あります。夏場は保冷剤を入れて下さい。
(要冷蔵のデザートは不可。)
3. 特定の食材にアレルギーのあるお子さんは、相談ください。
4. 発達に応じての食に関する相談は、個別に調理師が応じます。
(離乳食のすすめ方・食物アレルギー)
5. 毎日の給食・おやつをサンプルケースでお知らせしていますのでご覧ください。
6. 年間を通じ食育計画に基づき、食育を実施いたします。
7. 1号及び2号利用の方の給食費について
(1)給食費の徴収について
・2号利用の方は、毎月給食費を徴収します。(5,000円/月)
・1号(短時間)利用の方は、8月を除く11カ月間給食費を徴収します。(3,700円/月)
※納付書による振興局や金融機関での納付をお願いします。(口座振替出来ず)
※収入額により減免制度があり、一部又は全額が減免される場合があります。
※0、1、2歳児は保育料に含まれるため給食費はありません。

緊急避難場所(本匠地区公民館)

- ・災害時の避難経路は以下のとおりです。



給食費払い戻しについて（給食費の還付） 3・4・5歳児

給食費は月のうち合計5日以上食事の提供を受けないことを届出した場合は、日割りで還付を受けることができます。

給食費の還付を受ける場合は、「欠席届」及び「給食費還付請求書」の書類を、以下の要領で届出等を行ってください（様式は保育所（こども園）に備えています）。

給食費の還付対象となるには、**事前（前月20日まで）に届出を行う必要**があります。

事前に届け出た日のみが対象となります。※お弁当日は対象外
該当月に予定が変わり、届け出た日に食事の提供を受け、月のうち合計5日にならなかった場合は、還付対象外となります。

月のうち5日以上食事の提供を受けない場合は、在籍する保育所（こども園）に「欠席届」を該当する月の前月20日（20日が閉園日の場合は翌開園日）までに提出し、該当月分給食費納付（口座振替登録者は振替日）以降に「給食費還付請求書」の提出をお願いします。

例）8月の土曜日を毎週休む場合

7月20日までに「欠席届」を提出する

8月分給食費納付後に「給食費還付請求書」を提出する

※在籍する保育所（こども園）に提出してください。

保育所における感染症対策ガイドラインより

厚生労働省 2018年改訂版（一部抜粋）

登園を控えるのが望ましい場合

○発熱時

- ・24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
- ・朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

○下痢の時

- ・24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

○嘔吐の時

- ・24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

○咳の時

- ・夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

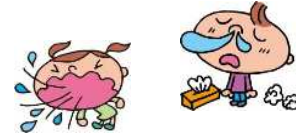
○発しんの時

- ・発熱とともに発しんのある場合。
- ・感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。
- ・口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。
- ・発しんが顔面等にある、患部を覆えない場合。
- ・浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。
- ・かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。

健康管理

1. 病気についてですが、乳幼児は、抵抗力が低く免疫機能が未熟なために感染に弱く、病気になりやすいのが特徴です。病気と知らずに登園することは、病気を長引かせたり、他の病気を併発したりするだけでなく、園内感染につながることもなります。早いうちに病気を発見し休養することが大切です。楽しく園生活を過ごすために、子どもさんの健康状態に注意しましょう。早寝・早起きの習慣をつけましょう。

2. 薬を飲ませる時は、「与薬依頼書」が必要です。
くすりの説明書と一緒に提出してください。



薬を預かるとき、必要な3点

- ①袋や容器に名前を書いた1回分の薬
- ②薬剤情報の書かれた説明書、または処方箋
- ③与薬依頼書

3. 前夜、熱・嘔吐・下痢があったり、心理面で不調なときや異状のあったときは、連絡帳に記入するか、登園時に必ず保育士へお知らせ下さい。

※下痢の続く場合は普通便になったことを確認して登園して下さい。

4. 予防接種は午後に受けるようにし、接種後は安静にしましょう。

5. 健康保持のため年間を通して昼寝を行います。

6. 感染症にかかった場合はすみやかに医師の診断及び治療を受けて、園に必ず連絡をして下さい。ほかの児童にうつさないためにも登園をご遠慮いただいております。

また、感染症によっては家族が感染した場合、濃厚接触者として登園の自粛をお願いすることがあります。（インフルエンザ・新型コロナウイルス等）園の方へご連絡ください。

病気が治癒し、他の園児にうつすおそれなくなりましたら、感染症の種類により、医師に「意見書」を書いていただくか、**医師の診断結果により保護者が記入した「登園届」**を提出して下さい。

なお、登園申出書を提出した際に、必要に応じ、医師にかかった証拠となる薬の説明書等の提出をお願いする事があります。

※参照 P13～14「感染症と登園停止のめやす」

※「意見書」・「登園申出書」の用紙は、こども園にあります。

7. 児童に発熱等がありましたら、職場、家庭に連絡しますのでお迎えをお願いします。

※発熱の場合は、**「熱が37度5分以上」**ある場合は連絡をします。**「熱が38度以上」**の時は、お迎えをお願いします。

【特例】

※園児の状況に応じてお迎えをお願いすることがあります。

9. 緊急連絡票は上から順番に連絡をします。緊急時に、すぐ連絡が取れて迎えに
これる順番で記入して下さい。又、連絡先が変更になった場合はお知らせ下さい。
10. 年2回、嘱託医による健康診断と歯科検診を行います。
(欠席園児は、直接、病院で受診してもらいます。)
(途中入所園児は2ヶ月以内に嘱託医に受診してもらいます。)
11. 定期的に年齢に応じ身体計測を行います。
12. フッ化物洗口は、4・5才児の希望者のみ行います。



連 絡

1. 日本スポーツ振興センターへ加入していただきます。
同意書に個人負担金240円を添え、提出して下さい。
(金額に変更がある場合は、お知らせいたします。)
2. 家庭とこども園の連絡をよく取りあいましょう。
(生活状態・困ったこと・気づいたこと等)
3. こども園だよりやクラスだより、献立表等を毎月配付いたしますので、
必ずご覧下さい。
その他のお手紙の配付がある場合もありますので、毎日おたよりケースの
中をご確認ください。
4. 連絡ノートは(3歳未満児)、毎日読んで押印または、サインをして下さい。
大切な連絡事項がある場合、チェックがないと確認が取れず保育に
支障きたす場合があります。
3歳以上児は、クラスだより等でお知らせします。
5. 薬・写真代・治癒証明書などは、必ず保育士に手渡ししてください。
6. 毎月1回誕生会・避難訓練を行います。
7. こども園の運営上必要な場合は、**クラスの異動、担任替え**をすることが
あります
8. 嘔吐、下痢等で衣類、ふとん等を汚した場合は、感染症予防のためそのままの状態で
持ち帰ります。嘔吐した方が、他児の衣服・ふとんを汚した場合持ち帰り、除菌、
洗濯していただきます。
9. お迎え後の園庭遊具の使用はご遠慮願います。

保 育

個別計画を作成するため、年1回アセスメントシートに保護者の
希望を記入していただきます。

同意を得ながら個別計画を作成し、保育を実施してまいりますので
ご協力をお願いいたします。

苦情について

ほんじょうこども園では、苦情・意見・相談等を受け付ける窓口を設置し
ています。解決責任者(園長)・受付担当者(主任保育士)
申立方法は、面接・郵送・電話・FAX等何でも構いません。
園長や主任保育士、又は、市役所「こども福祉課」にご連絡ください。
(こども園の意見箱に直接投函されても構いません。)

ただし、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの
- ・保育料に関するもの
- ・職員の人事に関するもの
- ・保護者が行う行事等に関するもの

※苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、次のとおり第三者委員を設置しました。 第三者委員 氏名 長澤 祐子(ながさわ ゆうこ)
電話 090-9723-3195

こども福祉課への届け出について

入所後、下記のような事由が発生した場合は、届け出が必要です。

- ・就労先を変更した場合
- ・住所、電話番号など連絡先の変更があった場合
- ・家庭状況に変更があった場合（世帯員の異動・結婚・離婚など）
- ・生活保護の開始、廃止があった場合
- ・入所（申込）理由の変更、消滅があった場合（家庭外就労から出産など）
- ・その他申込時の記事事項に変更が生じた場合

☆このような場合は、園の方にも必ず届けてください。

連絡先：こども福祉課 こども福祉係 電話：22-3972 FAX：23-6002

個人情報の取り扱いについて

プライバシーの保護・情報の取り扱いには細心の注意をはらい、個人情報の第三者への提示や開示などを行いません。

ただし、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待防止に関する法律第6条により、こども園は**通告する義務**があります。その場合は、関係機関に通告しますのでご承知ください。

また、こども園へ新聞・テレビ等の取材が入ることがあります。その際、入園児の写真、映像が新聞・テレビに流れる場合がありますので、子どもさんの様子が流れてよいかどうか**承諾書**をいただくようにしています。

※SNS等への投稿は絶対にしないで下さい。

食物アレルギーにおける除去食について

最近、アトピー性皮膚炎や卵・大豆・牛乳(乳製品)などの食品による食物アレルギーの園児が多くみられるようになってきています。

食物アレルギーのある、もしくは疑いのある子どもさんは、親の判断だけでは除去食はできません。病院で検査を行い、検査結果と診断書を提出して下さい。もし事故等が発生した場合、園での責任は負いかねます。

なお、アレルギー反応が生じた場合は、検査結果をこども園に報告して下さい。給食担当者と除去についての話し合いを行います。

経過を把握するためにも、年1回以上の検査及び受診を継続して行いましょう。

こども園にもってくるもの

品 物	チェック	内 容 説 明
布 団	☐	敷布団・掛布団（夏はタオルケット）（洗濯の為、週に1回持ち帰ります） 布団は、布団袋に入れて持たせてください。枕、敷きパッドは不要で、カバーはファスナー付きのシートにしてください。
手拭き タ オ ル	☐	真ん中にひもか、ゴムを縫いつけ、掛けられるようにする。 タオルは、毎日持参します。
お弁当と袋	☐	お弁当袋は、巾着袋のように自分で出し入れ出来るようにしてください。（ランチクロスはご遠慮下さい） 完全給食です。お弁当日のみ必要です。
洗面用具	☐	歯ブラシ、コップ、巾着袋
着 替 え	☐	パンツ・シャツ・ズボン・スカート等、活動しやすい服装 未満児は、パンツ・シャツ・ズボン・オムツ（フード付きは、危険性があるのでなるべく控えましょう） ※汚して持ち帰った場合は、同じだけ翌日に持たせてください。 ※汚れ服を入れる、大きいサイズのビニール袋も持たせてください。
水 筒	☐	なるべく保冷の物をお願いします。
ビニール袋	☐	12号サイズ（100枚入り）1袋
ぞうきん	☐	2枚
ティッシュ	☐	5箱・・・名前を書いてください。
おしりふき	☐	オムツをしている児童のみ。無くなったら補充をしていただきます。
帽 子	☐	ゴムが伸びたら付け替えましょう。

※ 毎週土曜日に、お布団・コップ・ハブラシ・シューズを持ち帰ります。
全ての物を（巾着袋も）必ず洗って持たせて下さい。

・帽子…ゴムが伸びたら付け替えましょう

◆◆ 毎日持ってくるもの ◆◆

0歳児・1歳児

- ・連絡帳・着替え・オムツ・タオル・水筒・汚れ物入れ袋
食事用のエプロン3枚

2歳児 3歳児 4歳児 5歳児

- ・連絡帳（2歳児）・シール帳（4.5歳児）
- ・着替え・タオル・水筒・汚れ物入れ袋

※忘れ物のないようにしましょう。タオル等・帽子など園から貸し出した物は基本的に全て家で洗濯をしてから、園に持ってきてください。

- ・おたよりケース、健康観察カード

持ち物には必ず
『名まえ』を
かきましょう



ほんじょうこども園の1日

もも組・きく組

クラス 時間	0・1歳児 (もも組)	2・3歳児 (きく組)
7:30	順次登園する (ばらぐみの部屋で、早番保育士による全体保育)	
8:30	各クラスで持ち物の片づけ	
9:00	おやつ (3歳未満児)	
10:00	月齢に応じた 遊び・睡眠・授乳	保育計画をもとに、年齢に応じた遊びと生活
10:55	昼食の準備	
11:00	昼食	昼食の準備 11:10 昼食
11:50	昼寝の準備をする	
12:00	昼寝	昼寝の準備をする 12:30 昼寝
14:45	めざめ おやつの準備	
15:00	おやつ	
	園庭の遊具や砂場でおもいきり身体を動かして遊ぶ	
16:30	片付け	
	降園の準備をして遊びながらお迎えを待つ 順次降園	
17:00	ばらぐみの部屋で、遅番の保育士とお迎えを待つ	
18:30	閉園	

※1号認定の園児は、13時までで降園します。

すみれ組 (4・5歳児)

クラス 時間	2号認定児 (標準時間・短時間利用児)	1号認定児
7:30	順次登園する	
	あいさつ 持物整頓等	
8:30	教育課程・保育計画に添った活動	
11:00	片付け	給食準備
	給食	
	静的な活動	
12:30-13:00	→	降園準備
13:00	おひるね準備 おひるね	13:00 降園
14:45	めざめ	
	おやつの準備	
15:00	おやつ	
15:30	遊び	
	順次降園	
18:30	閉園 (完全降園)	



※年度当初の時間割です。年度途中で変わることがあります。

ほんじょうこども園年間行事予定表

月	項目	行 事	食 育 関 係
4 月	☆ 入園式(説明会) ☆ 個人面談(すみれ組)		こどもの日会食 チャイルドクッキング (学期ごと)
5 月	☆ 春の遠足 ○ 内科検診・歯科検診 ○ 運動あそび(サコット) ◎ 小中合同運動会(すみれ組)	   	◎夏野菜植え
6 月	○ 交通安全教室 ○ ALT(英語体験授業) ◎ 読み聞かせ ○ プール開き ○ お店屋さんごっこ	   	◎芋植え
7 月	○ たなばたまつり ◎ 七夕交流会 ◎ 5年生との交流 ☆ 保育参観日(すみれ組)	   	◎夏野菜収穫
8 月	○ プール遊び		
9 月	○ 運動会練習		
10 月	☆ 運動会 ○ 秋の遠足 ☆ 親子バス遠足(すみれ組)	  	◎芋掘り ◎冬野菜植え
11 月	○ 内科検診・歯科検診		
12 月	☆ おたのしみ会 ○ クリスマス会		◎クリスマス会食 ◎冬野菜収穫
1 月	○ 消防署防火訓練 ○ 凧上げ大会 ○ 人形劇	  	
2 月	○ 豆まき ☆ 保育参観日(すみれ組)	 	
3 月	○ ひなまつり ○ お別れ遠足 ○ お別れ会 ☆ 卒園式(すみれ組の保護者のみ)	   	お別れ会食

※ ☆印は、保護者参加の行事です。

※ ◎印は、学校や地域との交流行事です。

※ お誕生会、お弁当日、避難訓練は、毎月行います。

※ 行事予定は、都合により変更する場合があります。毎月の「園だより」で連絡をしています。

感染症と登所のめやす

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときはこども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。(保護者の方も感染した場合は速やかに知らせていただき、送迎はご遠慮ください。)

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、こども園にも連絡をしてください。病気が治ゆし、他の児童にうつすおそれが無くなりましたら、医師の許可を得てから疾患による意見書を書いていただくか、登園届を記入してこども園に提出してください。意見書及び登所届の用紙はこども園、病院、佐伯市のホームページにあります。

意見書または登所届が必要な病気及び登所のめやすは次のとおりです。

◎医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発熱後24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症の2日前から発症後10日程度	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快して1日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎症(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵袭性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(嘔吐・下痢) (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること(普通便になってから)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 たいじょうほう	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 詳しくは、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)」厚生労働省平成 30 年 3 月参照

◎登所停止ではないが、状態によっては登所を遠慮していただくようお願いする場合もある感染症

感染症名	登 所 の 条 件 等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	かきこわし傷から汁が出ている時は被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

* 保育所でアタマジラミらしきものを発見した場合は、蔓延防止対策を早急にとるため保健所に持参して調べてもらう場合があります。

・熱がなくても、嘔吐や下痢などその他、いつもと様子が違う場合などは、熱のみの判断ではなく電話をする。(あるいは、家庭での様子等聞くなどする) ※特に乳児

※この「入園しおり」は、一年間大切に保管し、時々読み直し活用してください。

意見書（医師記入）

ほんじょうこども園 園長 様

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻疹（はしか） ※
☐	インフルエンザ ※
☐	新型コロナウイルス感染症 ※
☐	風しん
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱） ※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出して下さい。

登 園 届 （保護者記入）

ほんじょうこども園 園長 様

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑(りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎(嘔吐・下痢) (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	RSウイルス感染症
☐	帯状疱疹
☐	突発性発疹

（医療機関名）

（令和 年 月 日受診）

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

一、認定こども園とは

こども園は幼稚園と保育所の機能を有しているもので、ほんじょうこども園は保育所型の認定こども園です。

5歳児クラスは、幼稚園機能をプラスした保育やカリキュラムを立てたり、小学校との連携を取る事により、小学校へのスムーズな移行をサポートします。

また、0歳児から4歳児（保育所利用クラス）と異年齢同士のふれあいの中で豊かなかわりが子どもたちの心を育てていきます。

利用方法は2号利用（幼稚園、保育所機能）と1号利用（幼稚園機能のみ）があり、1号利用は保護者の就労の有無にかかわらず利用することができます。

長時間利用と短時間利用の違い

	2号	1号
保育時間	標準 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30	8:30～13:00 行事等により時間変更あり
保育日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
休園日	日曜、祝祭日 年末年始 (12/29～1/3)	土曜日、日曜日、祝祭日 春季(学年始、学年末) 夏季 冬季(年末年始)

1、職員体制について

保育教諭が午前（幼稚園機能）、午後（保育所機能）ともに担当するようになります。

※保育教諭とは保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ職員のことです。

2、令和7年度5歳児クラス児童数（4月1日予定）

男児	3名
女児	3名
計	6名



二、5歳児の幼稚園教育とは

5歳児クラスでは、1日に4時間(教育標準時間)を目安として、遊びを中心とした活動を行い子どもたちの育ちを支援します。

○集団の中でひとりひとりの良さや可能性をのばしていきます。

○遊びを大切にした教育を行います。



様々な遊びを通じて子どもたちは……

- 1, 自分を発揮し、自信を持って活動できるようになる。
- 2, 相手に気持ちを伝えたり、受け取ったりしながら、
思いやり・譲り合いの心が育つ。
- 3, 様々な活動や人とのかかわりの中で、ことばを
豊かにし、人の話を注意して聞けるようになる。
- 4, 自然の美しさや不思議なことに探求心を持つ。



この時期に思い切り遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになり小学校以降の学習の基盤が形成されるといわれています。

5歳児クラス(すみれ組)1日の活動の流れ

時間	2号:標準時間利用児	1号:短時間利用児
7:30～	開園	
	順次登園、あいさつ	
8:00～	すみれ組は教室へ移動し持ち物の整頓等	
8:30～	教育課程・保育計画に添った活動	
11:00～	片付け・給食準備	
	給食	
	静的な活動	
		降園準備 12:30
		}
13:00～	おひるね準備	13:00
	おひるね	
15:00～	おやつ	
15:30～ ～18:30	遊び～順次降園 閉園(完全降園)	



1、幼稚園教育は3学期制です(小学校と連動)。

※毎日の幼稚園教育は8時30分から始まりますので**8時30分までに登園**してください。

1学期	4月8日(火)～ 7月18日(金)
2学期	9月1日(月)～12月24日(水)
3学期	1月8日(木)～ 3月26日(木)

2、休業日(1号利用児の方はお休みとなります)

学年始め休業	4月 1日(火)～ 4月 7日(月)
夏季休業	7月20日(日)～ 8月31日(日)
冬季休業	12月25日(木)～ 1月 7日(水)
学年末休業	3月27日(金)～ 3月31日(火)

※1号利用児の方へ

はじめの会(始業式)、終わりの会(終業式)の降園時間は
12:30～13:00となります。

3、家庭訪問・参観日について

- ・4月下旬ごろ個人面談を実施します。
- ・年2回ほど保育参観を行います。(予定)

4、遠足等について

すみれ組単独の行事として下記を予定しております、詳細はおたより等でお知らせいたします。

秋 … ・親子バス遠足(親子の入場料等の費用がかかります)

年間 … ・小学校とこども園との交流。(5歳児が中心となります)
 ・年間10回程度、ALTの外国人講師による英語体験授業を行います。
 ・年間10回程度、サコット体験を行います。
 (コーディネーショントレーニング講師による運動体験)
 ・CTS等の取材や放送(各種行事)等を予定しています。

5、1号及び2号利用の方の給食費について

(1)給食費の徴収について

- ・2号利用の方は、毎月給食費を徴収します。(5,000円/月)
- ・1号(短時間)利用の方は、8月を除く11カ月間給食費を徴収します。(3,700円/月)

※納付書による振興局や金融機関での納付をお願いします。

※収入額により減免制度があり、一部又は全額が減免される場合があります。

(2) 1号利用の方の一時預かりについて

現在、入園していない人を対象にした制度と同じで、土曜日、各季節休暇、あるいは午後などに利用できるようになりました、ただし就労や産前産後の理由では利用できません。

その場合、1号(幼稚園利用)から2号(保育所利用)へ変更申請をして頂くようになります。
(一時預かりを必要としなければ変更の必要はありません。)

利用時間 … 8:30～17:00

利用料 … 4時間まで900円、4時間を越えるもの1800円(給食費含)

利用日数 … ○ 家事都合、リフレッシュ等 …… 週3日以内、月に5日以内。
○ 傷病、災害等 …… 週3日程度、月に14日以内。

申請

園の行事や感染症などにより利用できない場合があります。

(事前に園へ相談してください。)

原則は振興局が窓口ですが、状況により園で申請を受けることも出来ます。

(基本的には、利用予定の1週間前までに申請をしてください。)

6、2号利用で短時間保育(8時間)認定の方

(1) 2号5歳児(保育所利用)の短時間利用者は利用時間が8時間となります。
8時30分から16時30分の利用となります。

※就労時間の都合等によりどうしても無理な場合は申請により標準時間に変更できる場合があります。

7、体操服、用品購入について

(1) 体操服について

5歳児クラスでは日々の園生活で活動しやすく、園行事、社会見学等で活用できるということで体操服をそろえています。

来年度も同じ物でそろえたいと思いますのでよろしくお願いします。

半そでシャツ	1,940円
ショートパンツ	1,650円
帽子	1,150円

0歳～2歳 体操服なし 3歳～5歳 体操服あり

別紙注文票へ記入し、提出してください。

※おさがり等ある人は購入しなくてけっこうです。

※入園式等の服装は私服となります。

(2)上靴について

幼稚園棟利用園児は室内で上靴を履きます。色、業者の指定はありませんので
ない方は購入等をお願いします。

(3)個人用品について

のり、はさみのみ購入していただきたいと思います。園で一括購入します。

○全員が購入する物品

用品	金額(予定)
はさみ	460円
のり	160円
計	620円

